

補助業務仕様書

件名：中国四国防衛局（８）住宅防音事業に係る補助業務

1 総則

この仕様書は、上記件名における補助業務について規定する。

2 業務内容等

(1) 業務の範囲

受託者は、労働派遣契約締結後、中国四国防衛局企画部防音対策課と業務内容の詳細について調整の上、実施するものとする。

なお、業務内容は、防音対策課に関する以下の事務とする。

ア 住宅防音工事のパンフレット等を理解した上で、主に、同工事に関する住民等からの問い合わせに対する電話対応を行う。

ただし、対応が困難な場合は、職員に相談し指示を受ける。

イ 同工事に関するデータ入力

ウ 同工事に関する資料の整理

エ その他、アからウまでに関連して、防音対策課長が必要とし、指定する業務

(2) 派遣期間

令和８年５月１日から令和９年３月３１日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）とする。

ただし、令和８年度予算が成立しなかった場合は、予算が成立し、予算示達がなされた日以降からとする。

(3) 勤務場所、勤務時間及び人員

ア 勤務場所：中国四国防衛局企画部防音対策課

イ 勤務時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで

勤務時間は７時間４５分

休憩時間は昼食時正午から午後１時までを原則とする。

ウ 人員：３名

(4) 派遣労働者の要件

派遣労働者は、次の要件に該当する者とする。

ア 受託者に雇用されていること。

イ 事務用機器操作（データ入力業務）において、ソフトであるエクセル、ワード、一太郎等が使用できること。

ウ 日本国籍を有すること。